

令和6年度八千代市立八千代中学校  
学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定  
(最終改定平成30年4月1日)  
令和6年4月1日改訂

関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)  
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)

## はじめに

生徒の成長を保障する場である学校は、生徒たちにとって安全・安心な場所であり、「居心地の良い場」でなければならない。「いじめをしない、させない、許さない」学校をつくることは、学校の責務である。その実現に向け、本校では「一人じゃないんだ八中ファミリー!」「明日を夢見て今日を頑張る!」の学校スローガンを掲げ、授業や行事、様々な生活場面でその実現に向け、生徒と教師、生徒相互の信頼関係を育む教育活動を行い、生徒の居場所づくり、絆づくりに取り組んでいる。

また、いじめが起こった場合の対応を明確にすることにより、「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりを目指す。そのために、学校、家庭、地域の共通理解のもと、本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定した。策定にあたっては、本校全職員及びPTA、学校評議員、地区民生委員児童委員、関係機関等、地域社会の理解と協力を得ている。

## 1 基本理念について

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、「一人じゃないんだ八中ファミリー!」「明日を夢見て今日を頑張る!」の学校スローガンの下、互いを認め合える人間関係や学校風土を創り上げ、「規律」「学力」「自己有用感」を養い、人間力を高めていく。この教育活動こそが、生徒がいじめを行わず、いじめを放置しない、いじめ防止策になると考えている。

また、いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうるという認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいくことが重要であると考えている。

## (2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

## (3) 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は「いじめ防止対策推進法」ならびに基本理念に則り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、対処にあたっては、正確かつ丁寧な情報提供等を行うことを責務とする。

また、本校及び本校の教職員は、「一人じゃないんだ八中ファミリー!」「明日を夢見て今日を頑張る!」の学校スローガンの下、生徒が互いを認め合える人間関係や学校風土を創り上げるために、「わかる授業」「すべての生徒が参加・活躍できる授業」を目指し、常に授業改善に取り組むほか、すべての生活場面において、生徒が「自己有用感」を感じることができるよう活動を推進することに努力していく。

## 2 学校いじめ対策組織について

### (1) 日常組織(常設組織)

- ① 組織名称：生活指導・教育相談部会(週1回定例会部会)
- ② 構成員：教頭，生徒指導主事，学年生徒指導担当，養護教諭
- ③ 対応内容：情報収集と情報交換，教職員の共通理解事項の確認，早期発見に向けた取組，本基本方針の実行・検証・改善など。

### (2) いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

- ①組織名称：生徒指導緊急部会(いじめ事案発生時)
- ②構成員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，学年生徒指導担当，養護教諭，担任，関係学年職員。  
\*重大事態発生時は、必要に応じて、スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，主任児童委員などの専門的な知識を有する者及びPTA会長等，校長が必要と判断した者を加えることができる。
- ③対応内容：事実確認，情報の共有，指導・支援の対応方針決定，生徒への指導・支援，保護者への支援，助言，関係機関との連携など。

(3) 教職員以外で招集することが考えられる構成員

- ①心理の専門的知識を有する者（スクールカウンセラー）
- ②福祉の専門的知識を有する者（スクールソーシャルワーカー）
- ③地域の実情を把握している者（民生児童委員）

※重大事案には、必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）の派遣を要請する。また、状況により市教委と相談し派遣を要請する。

### 3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

①生徒

- ・「一人じゃないんだ八中ファミリー！」「明日を夢見て今日を頑張る！」の学校スローガンの下、生徒が互いを認め合える人間関係や学校風土を創り上げるための啓発活動を年間を通して行う。
- ・学校全体で暴力や暴言を排除するため、学級活動や学年集会、全校集会等で指導する。
- ・次の態様は「いじめ」であることを指導する。

冷やかし からかい 悪口 脅し 嫌なことを言う 仲間はずれ 集団による無視  
わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする  
金品をたかる、隠す、盗む、壊す、捨てる  
嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせる  
パソコンや携帯電話で誹謗中傷をする

- ・必要に応じて、「いじめ防止対策推進法」第四条を紹介する。

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

②保護者

- ・本基本方針を周知し、いじめ予防の方策や相談体制、対処の体制について紹介する。
- ・学級懇談会等において、いじめに関する成長への影響等について紹介する。
- ・学級懇談会等において、学校以外の相談窓口等について紹介する。
- ・必要に応じて「いじめ防止対策推進法」第九条を紹介する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等といじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

③地域、その他

- ・学校や家庭でのいじめ未然防止や早期発見等の取り組みについて紹介する。
- ・学校以外におけるいじめの疑いのある場合の通報等の協力をお願いする。

(2) 教職員について

①日常の留意事項

- ・教職員が最大の教育環境であることの自覚を持つ。
- ・教育活動が「一人じゃないんだ八中ファミリー!」「明日を夢見て今日を頑張る!」の学校スローガンにかなっているか、常に検証する。
- ・教職員相互及び生徒相互、教職員と生徒の間での呼称や言葉遣いに留意し、必要に応じて指導する。
- ・正しいこととそうでないことを区別し、毅然とした態度で指導する。

②研修

- ・いじめに関する次の内容について研修を行う。  
(未然防止, 早期発見, 教育相談, 情報モラル, 人権教育等)

③不祥事防止等

- ・教職員の不適切な発言, 不適切な指導(差別的発言や生徒を傷つける指導, 体罰等)がいじめを助長することを深く認識する。
- ・管理職は, 部活動中の教員や生徒の様子について, 適宜巡回し, 把握する。

(3) 学習指導全般について

- ・年度当初に, 授業規律の共通理解を図る。
- ・「協働的な学び」の視点に立ち, 学び合い, 高め合う授業のあり方について共通理解する。
- ・授業において, 一人一人に自己存在感や自己肯定感を持たせる場面や自己決定させる場면을工夫する。

#### (4) 道徳教育等について

##### ①道徳の授業について

- ・必要に応じて、年間指導計画の見直しを図る。
- ・情報モラル等の視点を踏まえた授業を年間計画に位置づける。
- ・道徳の授業研究を実施し、道徳の授業の実践力を養う。
- ・指導略案等を分担して作成し、道徳の授業の確実な実施を図る。
- ・道徳部会を毎週位置づけ、学年間の情報交換及び授業実践に役立てる。

##### ②情報モラル指導に関して

- ・技術家庭科の年間指導計画に位置づけて、年度当初の早い時期に実施する。
- ・集会、講演会等の実施を図る。

#### (5) 生徒会活動等について

- ・「新入生歓迎会」等を活用し「一人じゃないんだ八中ファミリー!」「明日を夢見て今日を頑張る!」の学校風土を醸成する。
- ・「子どもサミット」等の活動を通し、目的に向かって活動する中で、生徒の主体性を養うとともに、地域の方との関わりからより良い人間関係、相互に認め合う人間関係づくりを学ぶことができるようにする。

#### (6) 部活動、その他の活動について

##### ①部活動指導等

- ・教育活動の一環であることを全教職員が共通理解して指導に当たる。
- ・生徒相互のより良い人間関係づくりを目指し「一人じゃないんだ八中ファミリー!」「明日を夢見て今日を頑張る!」の視点を持って指導に当たる。
- ・顧問会議において、指導のねらいを明確にすることや指導に当たっての共通ルールの確認を行う。
- ・定期的に部長会を開催し、円滑な人間関係が築けているか、教職員が把握し、指導・支援に当たる。

##### ②その他

- ・校内行事等の準備活動では、生徒の主体的活動と可能性を引き出し、相互に認め合える人間関係づくりの視点を持って指導に当たる。

#### (7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ② 海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については，性同一性障害や性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。
- ④ 東日本大震災により被災した児童等又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に係るいじめも懸念されることから，差別や偏見などに留意し，適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については，教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い，個人情報取り扱いを慎重に行う。また，感染児童等への心のケアを適切に行い，感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに，必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。

(8) 配付端末（PC・タブレット等）について

一人一台配付されている端末は，正しい使い方をしないとトラブルの原因になったり，気づかないうちにいじめの加害者になったり，犯罪に巻き込まれたりする危険もあることから，適切な利用に向けてチェックリスト等を使い継続的な指導を行う。

#### 4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)  
※例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施
- ②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)  
※緊急調査を実施する場合有り
- ③八千代市教育委員会主体の調査について
  - ア 目的 いじめの早期発見
  - イ 期日 6月～8月(予定)
  - ウ 方法 生徒対象 質問紙による  
質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員
  - エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出  
重大事態と判断される場合は直ちに報告
  - オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応  
※緊急調査を実施する場合有り
- ④学校主体の調査について
  - ア 目的 いじめの早期発見
  - イ 期日 第1回 5月頃(予定)  
第2回 9月頃(予定)  
第3回 1月頃(予定)

ウ 方法	生徒対象	学校独自質問紙による
エ 報告	重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告	
オ 対応	項目 6, 7, 8 に則り速やかに対応	

(2) 面談等による調査について

ア 目的	いじめの早期発見
イ 期日	第1回 5月頃 (予定) 第2回 9月頃 (予定) 第3回 1月頃 (予定)
ウ 方法	生徒対象
エ 報告	重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
オ 対応	項目 6, 7, 8 に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

- ・「一人じゃないんだ八中ファミリー!」「明日を夢見て今日を頑張る!」という学校スローガンに基づいた教育活動が行えるように留意する。
- ・学期当初に示したルール及び生徒が主体的に作ったルールに基づいて、生徒の自治的活動を促しながら、生徒のより良い人間関係づくりを促す。
- ・全職員で登下校の様子を観察、指導する。
- ・学級担任は、健康観察時、生徒一人ひとりの表情や態度から心身の状況の把握に努める。
- ・教科担任は、授業中の人間関係、特にグループ活動でのできごとなどを注意深く観察する。また、授業開始時の雰囲気や、遅れて入室する生徒などに十分留意する。
- ・授業中の生徒の発言や冷やかし、嘲笑などに留意し、指導を確実に行うとともに、学級担任及び他の教科担任との連携を密接に行う。
- ・学級担任は給食時の生徒の様子を十分に観察する。
- ・学級担任は生徒一人ひとりの生活ノートの記述、提出状況から、生徒の心の変化の把握に努める。
- ・清掃時には、担当場所の教職員が人間関係や清掃の様子を注意深く観察する。
- ・休憩時間や部活動への移動時間など、トイレや空き教室などの生徒の様子に留意する。
- ・生徒の言葉の荒れや服装の汚れ等に留意する。
- ・不必要に保健室や職員室に出入りする生徒に留意する。
- ・退勤前に教室の観察を行い、教室の乱れ、落書きなどに留意する。空き教室やトイレにも留意する。
- ・管理職は生徒の人間関係に関して情報を集めるよう努める。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・子どもの些細な変化に対応できるように学級懇談会等で相互の連絡、相談体制を構築する。
- ・学校の保護者からの相談窓口が全職員であることを周知する。

## 5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・全職員が窓口である。
- ・職員は、相談、通報してきた生徒に対して誠実に対応する。
- ・心の相談ポストを設置し、周知する。

②学校以外

全生徒へ、SOSカードを配付する。また、(2)「相談・通報に関する指導」において、必要と思われる窓口や連携機関を生徒と保護者に周知する。

「おもな相談窓口（緊急）」

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

「おもな相談窓口（一般）」

機 関 名	電話	(休業日等詳細はHPでご確認下さい) 相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話(月～金)9:00～16:00
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	(特別支援教育の指導、学習・生徒指導相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市青少年センター	047-483-2842	(青少年の非行に関する相談) 電話(月～金)9:00～16:00
八千代市適応支援センター	047-486-1019	(適応支援相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	(子どもの総合相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	



葛南教育相談室	047-433-6031	(教育上の様々な悩み等について) 電話(月～金)9:00～17:00
千葉県子どもと親の サポートセンター	0120-415-446	電話 24時間受付 面接(月～金)8:30～16:30 要予約
千葉中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話(月～金)8:30～17:00
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用 SOS E-mail 有り

※上記機関とも連携をしながら、いじめの早期発見や対応にあたる。

## (2) 相談・通報に関する指導について

- ・集会や、学級活動等において、相談することや通報することは適切な行為であることを周知する。

## 6 いじめを認知した場合の対応について

### (1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者(通報を受けた者)は、即座に報告する。  
発見者(通報を受けた者)→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
- ※上記は原則のため、状況に応じて変更する。

### (2) 対応について

#### ①認知の判断

生徒指導緊急部会が、いじめとして対応すべき事案か否か判断する。ただし、判断材料が不足している場合は、関係者の協力の下、事実関係の把握を行う。

※重大事態の基準については、項目8を参照する。

#### ②認知後の対応

- ・組織を中心に、対応の方針を決定する。
- ・正確な事実確認を行う。
- ・いじめを受けた生徒の心情を理解した対応を行う。
- ・いじめを行った生徒や周辺の生徒等への聞き取り調査を適切に、丁寧に行う。
- ・いじめを行った生徒が、いじめを受けた生徒や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた生徒の保護者には、できるだけ早い段階で事実を伝える。また、調査結果やいじめを行った生徒への指導についての情報提供を行い説明責任を果たす。

- ・インターネット上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダに削除の措置を講じるよう求める。また、必要に応じて地方法務局などの関係機関に協力を求める。なお、いじめを受けた生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに八千代警察署に通報し援助を求める。
- ・生徒指導緊急部会を中心に、再発防止策を協議する。
- ・早期に警察等への相談、通報が必要となる場合があることを全職員が認識する。（いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合など）

※いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例

不同意わいせつ罪(刑法第176条) 傷害罪(同204条)  
 窃盗罪(同第235条) 暴行罪(同208条) 強要罪(同223条)  
 恐喝罪(同249条) 器物損壊等罪(同261条) 脅迫罪(同222条)  
 侮辱罪(同231条) 名誉毀損罪(同230条)など

### (3) いじめの解消について

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

【いじめが解消している状態】

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・いじめが解消した上で児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒はじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

## 7 指導について

### (1) いじめを受けた生徒へのケア・保護者への支援について

- ・いじめを受けた生徒の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、不安を除去する。

- ・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員, 家族, 地域の人, スクールカウンセラー, 民生委員児童委員など)と連携し, 寄り添い, 支える体制をつくる。
- ・いじめを受けた生徒に「あなたが悪いのではない」とはっきり伝えるなど自尊感情を高めるように留意する。
- ・つながりの深い教職員を中心に家庭訪問等を行い, 保護者に事実関係を伝え, 学校との連携方法等について話し合う。

(2) いじめを行った生徒への指導・保護者への助言について

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ, 自らの行為の責任を自覚させるとともに, 不安やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・つながりの深い教職員を中心に家庭訪問等を行い, 保護者に事実関係を伝え, 学校との連携方法等について話し合う。
- ・いじめを行った生徒が抱える問題など, いじめの背景にも目を向けるよう留意する。
- ・必要に応じて, 別室において指導したり, 出席停止制度を活用したりするなど, いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・必要に応じて, 八千代警察署生活安全課等と連携して対応にあたる。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・自分の問題として捉えさせるとともに, いじめを止めることはできなくても, 誰かに知らせる勇気を持つように指導・支援する。
- ・はやし立てるなど, いじめに同調していた生徒に対し, それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・必要に応じて集会等を開き, 不要なうわさなどが広がらないように指導する。

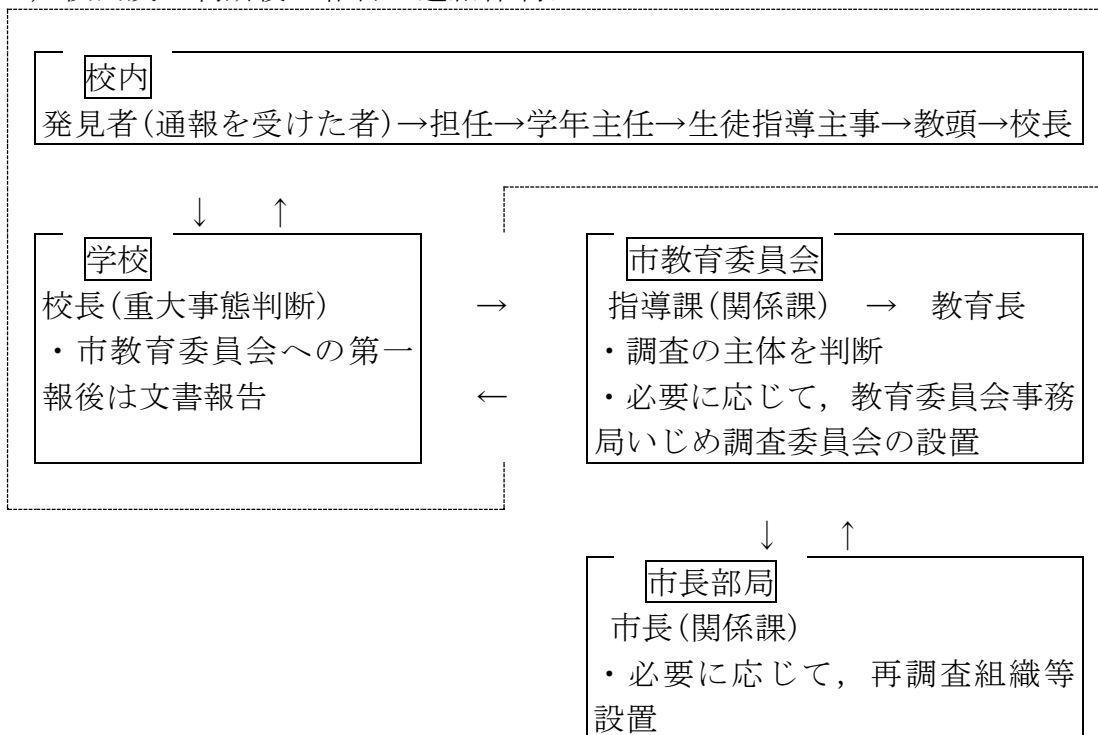
## 8 重大事態への対処について

「八千代市いじめ防止基本方針」を参考に, 対処に当たるものとする。

(1) 重大事態の基準(「いじめ防止対策推進法」第二十八条により)

「生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは, 「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また, 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは, 不登校の定義に則り, 年間30日を目安とする。ただし, 一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

## (2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり

## (3) 対処について

### ①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に, 重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実, 調査結果, 組織での協議や保護者への情報提供, 児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で, 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は, 被害生徒の保護者の要望意見を十分に聴取し, 迅速に協議し, 調査に着手する。

なお, いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については, 「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

※保護者が, 「重大事態」と申し立てた場合, 報告・調査等に当たる。

### ②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する

## 9 公表，点検，評価等について

### (1) 公表について

年度初「学校ホームページ」に本基本方針改訂版を掲載する。

### (2) 点検について

いじめに関する調査・分析を行い，本基本方針の対応について点検する。

### (3) 評価について

#### ①学校評議員会

・本基本方針運用状況について意見聴取する。 学校評議員会開催時

#### ②学校評価

・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 1月頃（予定）

#### ③教育委員会報告

・評価内容を市教委へ報告する。 3月頃（予定）

### (4) 改訂について

本基本方針は，国や県，市の基本方針との整合性を図り，いじめ防止等により実効的に取り組めるよう，年度ごとに見直しを行い，必要に応じて改訂する。